## 令和5年総務企画委員会会議録

- 1. 招集年月日 令和5年6月13日
- 2. 招集の場所 可児市役所第1委員会室
- 3. 開 会 令和5年6月13日 午前8時59分 委員長宣告
- 4. 審査事項
  - 1. 付託案件

議案第40号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 財産の取得について

議案第49号 字区域等の変更について

2. 陳情

陳情第5号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直し を求める陳情書

陳情第6号 全国霊感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情

- 3. 報告事項
  - (1) 出資法人(土地開発公社)の経営状況説明について
  - (2) 市政経営計画について
  - (3)(仮)可児御嵩インターチェンジ工業団地令和5年度分譲募集について
- 4. 協議事項
  - 行政視察報告
  - ・議会報告会(懇談会)について
  - ・高校生議会の意見書への対応について
  - ・次期委員会への引継ぎ事項について
- 5. 出席委員 (7名)

 委員長山田喜弘
 副委員長大平伸二

 委員亀谷光
 委員天羽良明

 委員澤野伸委員板津博之

 委員奥村新五

- 6. 欠席委員 なし
- 7. 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 肥田光久 市政企画部長 高井美樹経済交流部長 渡辺勝彦 総務課長 佐橋裕朗

税 務 課 長 下 園 芳 明 防災安全課長 松 本 幸太郎 企業誘致課長 小池 祐 功 秘書政策課長 荻 曽 英 勝

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 杉 山 尚 示 議会総務課長 佐藤 一洋

議会事務局書 合枝明日香

議 会 事 務 局 書 記 林 桂太郎

## ○委員長(山田喜弘君) おはようございます。

ただいまから総務企画委員会を開会します。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクの スイッチを押して発言をお願いします。

初めに、議案第40号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。 執行部の説明を求めます。

#### ○税務課長(下園芳明君) おはようございます。

議案第40号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

まず、資料番号8、提出議案の説明書の3ページ中段から下を御覧ください。

今回の改正は、地方税法の改正に伴う市民税と軽自動車税の改正になります。

まず、市民税の改正趣旨及び概要から説明します。

市民税の①令和6年度から課税されます森林環境税について、森林環境税及び森林環境譲 与税に関する法律の規定により、個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収するため、関係条 項に森林環境税に関する規定を加えるものです。

市民税の②扶養親族等申告書について、前年提出した同申告書と異動がない場合には、当該申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨の記載をもって提出できる旨規定するものです。

では、議案と照らし合わせながら説明させていただきます。

条例番号順で説明を進めますと同じ内容の説明を繰り返す箇所が出てきますので、前後しますが、提出議案説明書の改正内容の順に説明させていただきます。

資料番号 1、議案書の31ページ、提出議案説明書はめくっていただいて 4ページ、(2)改正内容の第21条の 2 第 2 項の改正内容について御覧ください。

①で説明した森林環境税関連の改正です。

配当割額または株式等譲渡所得割額については、市・県民税の所得割額から控除するものになりますが、現行控除し切れなかった金額については還付、または翌年度の市・県民税に 充当もしくは未納に係る徴収金に充当しています。

今回、森林環境税の賦課徴収が開始されるのに当たり、森林環境税の市・県民税と併せて 同様の措置を取ることができる旨改正するものです。

続いて、議案書の32ページ、第23条の3の2第2項の改正になります。

森林環境税から一度離れまして、先ほど市民税の②で説明しました給与所得者の扶養親族 等申告書についての改正になります。

1項、追加になります。

扶養親族等申告書は、毎年最初に給料の支払いを受ける日の前日までに給与支払者を経由 して市長に提出することになっていますが、申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告 内容と異動がない場合は、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申 告書を提出することができるとする旨、新たに規定するものです。

その下から33ページにかけては、第2項を追加したことに伴う改正になります。

続いて、議案書33ページ、第25条の改正です。

ここからは、しばらく①で説明した森林環境税絡みの改正となります。

第1項は、文言の軽微な修正になります。

第3項が追加されます。

森林環境税の賦課及び徴収は、個人の市民税の均等割の賦課徴収に併せて行う旨追加する ものです。

続いて、第27条の2の改正です。

個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納付額について、当該納付額に森林環境税額を加えた額を記載する旨改正するものです。

続いて、29条の2第1項と、少し飛びまして、議案書37ページの真ん中より下、第32条の2第1項の改正は併せて説明します。

第29条の2は給与所得者、第32条の2は年金所得者、それぞれの市民税は特別徴収の方法 により徴収する旨を規定しますが、改正後は森林環境税額を合算して特別徴収する旨、改正 するものです。

議案書34ページの29条の2第2項、第3項、第5項及び38ページの第32条の2第2項の改正は文言の軽微な修正となります。

続きまして、議案書を戻って36ページ、第31条第2項の改正は文言の軽微な修正になります。

続いて、第32条と、少し飛びまして議案書38ページ、下のほうにあります第32条の6の改正は、併せて説明します。

第32条は給与所得、第32条の6は年金所得、まずそれぞれ第1項の改正は文言の軽微な修正、次に第2項において給与所得、年金所得それぞれに係る特別徴収税額が変更となり、既に納入された特別徴収税額が徴収すべき特別徴収税額を超えた場合に未納に係る徴収金に充てる旨を規定しますが、改正後、市・県民税に併せて森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金を市町村徴収金過誤納金とみなし、同過誤納金の還付を受けるべき者は当該還付をすべき市長に対し、未納に係る徴収金を納付または納入することを委託したものとみなす旨、改正するものです。

以上が市民税の改正となります。

続いて、軽自動車税の改正について説明を続けます。

提出議案書3ページ、(1)改正趣旨及び概要の下、軽自動車税の①軽自動車等に対して課する種別割について、3輪以上のものから特定小型原動機付自転車を除く旨改正するものです。

次のページ、②軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例について、認定等の

申請をした者が偽り、その他不正の手段をしたことによる認定取消等が理由で納付に係る納税義務を当該不正を行った者に負わせる特例規定について、当該負担不足額に加算する金額に乗ずる割合を引き上げる旨改正するものです。

では、議案の39ページから40ページにかけて御覧ください。

まず、第58条の改正です。

①で説明をしました令和4年の道路交通法等の一部改正により、現行の原動機付自転車が 細分化され、一般原動機付自転車と新たに特定小型原動機付自転車が創設されました。

特定小型原動機付自転車とは、電動キックボードをイメージしていただくとよいのですが、そうなりますと3輪以上のものと特定小型原動機付自転車のいずれの要件にも該当するものが出てきます。そこで、特定小型原動機付自転車は3輪以上のものに係る税率区分から除いて、全ての特定小型原動機付自転車を、議案には出ておりませんが、同条第1号イの年額2,000円の税率区分を適用する旨の改正となります。

続いて、②の付則第16条の2第4項及び第17条の2第3項の改正について、②で説明しました一部の自動車メーカーによる燃費性能及び性能ガス性能に係る不正行為については、環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響も大きいことから再発防止策を強化することになりました。

具体的に不正により生じた納付額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を第16条の2は環境性能割、第17条の2は種別割、それぞれ現行の100分の10から100分の35へ引き上げる旨の改正となります。

この可児市税条例の一部を改正する条例の施行日は、来年、令和6年1月1日となります。 ただし、特定小型原動機付自転車を3輪以上の税率区分から取り除く規定は、今年、令和5年7月1日、市民税の扶養等申告書の様式改正は、再来年、令和7年1月1日となります。 説明は以上です。

- ○委員長(山田喜弘君) これより議案第40号に対する質疑を行います。
- **○委員(天羽良明君)** ちょっと確認なんですが、第23条の3の2第2項の異動がないという ふうに書けばいい年齢は、何歳から何歳の対象ですか、16歳からなのという。
- ○税務課長(下園芳明君) 様式自体は今現在も皆さんに、毎年1月に配付しているものと同じものになりますが、16歳以上の扶養親族を書くようにお願いする形になります。以上です。
- **〇委員(天羽良明君)** 16歳からその末というか20歳でしたっけ。16歳以上の人を全部書くんでしたっけ。
- ○税務課長(下園芳明君) 説明が足りなくてすみません。扶養されている方の16歳以上ですので、それが20歳を超えようが、扶養している方を書いていただければということになります。以上です。
- 〇委員長(山田喜弘君) ほかに。
- ○委員(天羽良明君) 森林環境税は国税としても、清流の国ぎふ森林・環境税というのがあ

りますが、別に課税されてくるということでよかったでしょうか。

- ○税務課長(下園芳明君) おっしゃられるとおり、岐阜県では清流の国ぎふ森林・環境税を 県民税の均等割に、個人の場合ですと年額1,000円を上乗せして課税しております。それは 地方税になりまして、今回賦課徴収をかけるのは国税ですので、天羽委員言われるとおり 別々のものになります。以上です。
- ○委員長(山田喜弘君) ほかにありませんか。
- **〇委員(天羽良明君)** 所得のほうですけれども、本市の場合は何万円以下の人であればそう いう形で課税されない方になるでしょうか。
- O税務課長(下園芳明君) 非課税基準につきましては、個人市民税と同額になります。扶養のいない方だと収入が38万円、給与所得のみだと93万円以下、その方だと非課税になります。以上です。
- ○委員長(山田喜弘君) ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[「なし」の声あり]

発言もないようですので、討論を終了します。

これより、議案第40号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決します。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

#### 〔賛成者举手〕

挙手全員であります。よって、議案第40号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第41号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを 議題とします。

執行部の説明を求めます。

○税務課長(下園芳明君) 続きまして、議案第41号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

資料番号1、議案書の42ページ、資料番号8、提出議案説明書の5ページを御覧ください。 地方税法の改正に伴う改正になります。

都市計画税の課税標準額の特例を設ける根拠となります地方税法付則第15条に、新たに第46項が追加されることに伴い、読替規定を改正するものです。

新たに追加する第46項の内容は、路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者が、 条件を満たした電気バスの充電の用に供する土地に対して課する都市計画税の課税標準を令 和10年度末までの期間内に最初のその用途に供されてから5年度間、3分の1の額にすると いうものです。

施行日は、地方公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が今年、 令和5年4月28日に公布され、附則第1条第2号の公布の日から起算して3か月を超えない 範囲で政令で定める日からになります。

説明は以上です。

- ○委員長(山田喜弘君) これより議案第41号に対する質疑を行います。
- **〇委員(板津博之君)** 特定の電気自動車の充電の用に供する土地というのは市内にありますか。
- ○税務課長(下園芳明君) 現在のところありません。なしです。
- 〇委員(板津博之君) 以上です。
- ○委員(天羽良明君) 関連でございますが、供する土地というのは1筆が例えば300坪だとすると、電気自動車のコンセントから駐車場に向けてコンセントを延ばして充電するんでしょうけど、そういうふうに駐車場になっているところだけが対象でしょうか。
- ○税務課長(下園芳明君) 対象となる土地は充電設備等を設置するための台の水平投影面積、 上から見た面積に相当する土地及びEVバスが当該設備による充電に際して駐車するために 必要な土地、具体的には電気自動車の台数に38平方メートルを乗じて得た面積が対象となり ます。以上です。
- **〇委員(澤野 伸君)** すみません、この 5 年間の課税標準特例適用なんですけれども、これ は時限的なものなんですかね。今後どの程度やっていくものなのか見通しって何かあります か。何か情報があれば教えてください。
- ○税務課長(下園芳明君) 今の澤野委員からの質問ですけれども、まずは5年度間3分の1の額とするもので、ただやはり今は鉄道だとかがどんどん廃止になっていわゆる公共交通はバスがもう最後のとりでと言われておりまして、そうなってきますと、あとは環境に、ガソリン車を極力なくすというところから今電気自動車を推し進めている方針もありますので、よくこういった法律でありますけれども、うちでまず5年度間見て、またそれを延長という形は考えられるかと思いますが、現在のところは申し訳ございません、5年度間ということに言われておりますのでよろしくお願いします。
- ○委員長(山田喜弘君) ほかに質疑ありますか。
- ○委員(板津博之君) 本市で想定されるとすれば、今のお話から察すると例えばさつきバスが電気EVバスになるとか、そういった場合にこれが適用されてくるのかなということくらいですかね。
- ○税務課長(下園芳明君) 今、板津委員言われたとおり、さつきバスも考えられますが、ただ、可児市のバスにはなりますので、その辺ちょっとまた法の絡みと、あと担当課のほうともちょっと詰めていければと今は考えております。以上です。
- ○委員長(山田喜弘君) ほかに質疑はありますか。 ちょっと私のほうから1点だけ。

今回都市計画税ですけれど、この充電とか設備ですね、固定資産税についてはどうですか。

- ○税務課長(下園芳明君) 今委員長言われたとおりで、私、先ほどいわゆる充電するための設備という話をしましたが、当然都市計画税には償却資産がございませんので、同じく固定資産税については土地及び償却資産で、都市計画税については土地がこの減額の対象になるということになります。なので、税条例のほうは読替規定の中に潜ってしまっているので表にはちょっと出てこないんですけれども、同じように扱いは固定資産税も対象となります。以上です。
- ○委員長(山田喜弘君) ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[「なし」の声あり]

討論を終了します。

これより、議案第41号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを採 決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第41号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第48号 財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**〇防災安全課長(松本幸太郎君)** 議案第48号 財産の取得についてでございます。

資料番号1、議案書の54ページ、資料番号8、議案説明書の7ページとなります。

本件は消防ポンプ自動車を購入するもので、可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例第3条に規定される2,000万円以上の動産の買入れに該当します。 入札及び仮契約の締結までは完了しておりますので、今回上程させていただきました。

入札は、令和5年5月16日に指名競争入札で行われ、税込み予定価格2,545万4,440円に対し、落札率91.6%、2,332万円で落札されました。

相手方は、岐阜市金園町三丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔様でご ざいます。

5月22日に仮契約を締結しており、議決をいただいた場合、議決日をもって本契約として 成立することとなっております。

納入期限は令和6年3月29日としています。

説明は以上でございます。

○委員長(山田喜弘君) これより議案第48号について質疑を行います。

- ○委員(亀谷 光君) この消防自動車、今回分団と部名はどこが対象になるでしょうか。
- **○防災安全課長(松本幸太郎君)** 今回は春里北西部、矢戸地区のほうの消防ポンプ車になります。第3分団第1部でございます。
- ○委員長(山田喜弘君) ほかに質疑はございませんか。
- **〇副委員長(大平伸二君)** すみません、これはまだ準中型免許取得用の対象消防車でしょうか。
- **〇防災安全課長(松本幸太郎君)** 前回、令和3年度購入分から現在の普通免許で運転ができる消防車になっております。
- **○副委員長(大平伸二君)** となると、新しい免許取得者の対応で乗れるということで、能力 的には今までのものとそんなに遜色ないということでよろしいですか。
- **〇防災安全課長(松本幸太郎君)** 申し訳ございません。具体的なところはないですけど、通常の消火活動等問題はないというふうに聞いております。
- **○委員(天羽良明君)** 今回は株式会社ウスイ消防さんなんですが、今回競合相手はありましたでしょうか。
- ○防災安全課長(松本幸太郎君) 今回、指名競争入札のほうは10者指名しまして、そのうち 4者は御辞退されましたけど、6者で競合して入札に至っております。
- ○委員(天羽良明君) 記憶では株式会社ウスイ消防さんが多いんですが、過去どれだけか覚えているだけでも株式会社ウスイ消防さんしか記憶がないぐらいなんですが、それ以外の方で落札されたというのはありますでしょうか。
- **〇防災安全課長(松本幸太郎君)** 申し訳ございません。私のほうでは記憶にございません。
- ○委員長(山田喜弘君) ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[「なし」の声あり]

討論もありませんので、討論を終了します。

これより議案第48号 財産の取得についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

挙手全員であります。よって、議案第48号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第49号 字区域等の変更についてを議題とします。 執行部の説明を求めます。

○総務課長(佐橋裕朗君) 資料番号1、議案書は55ページ、資料番号8、提出議案説明書は 7ページ、あと資料番号10. 字区域等の変更(変更区域図)を御用意ください。 議案第49号 字区域等の変更についてです。

令和4年度から造成工事を進めてきました可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業につきましては、今年度末には第1工区の造成工事が完了の見込みで、今後は分譲に向けた諸手続を進めていく段階になっております。

資料番号1、議案書55ページを御覧ください。

可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業地内の字区域及び名称を変更するものです。

変更する区域は、柿田字池尻、渕之上字西前田及び平貝戸字前田の区域のうち、議案書掲載の地番の区域で、資料番号10.変更区域図で示しますと太枠内、これは第1工区の区域なんですが、この部分をあけちとするものです。

当該地は、現在のところ3つの大字に分かれておりますが、新たな1つの大字とすることで、市民にとって分かりやすい住所表示になること、大字の混在による混乱を防ぎ進出企業の登記や住所表記が簡便になること、地図表示やナビゲーションシステムにおいて検索などがしやすくなること、新しい町名とすることにより新しい工業団地の情報発信とイメージアップを図ることができることなどの理由から本議案を上程するものです。

字区域の名称の変更に係るこれまでの経緯ですが、まず地元の意向を反映するため令和4年8月から9月にかけて旧地権者で組織する任意団体である可児御嵩インターチェンジ周辺開発推進協議会の3役、広見東自治連合会長及び広見東地区の関係自治会長から、町名を変更することに対する意見及び新町名案について意見聴取を行いました。

町名を変更することについては、おおむね賛成との意見、また新町名案については協議会の役員からあけちとの意見が出され、自治会長からはこの意見に対しおおむね賛成との意見が示されました。また、広見東連合会の役員会である当部会の場においても、町名変更については賛成または特に問題ない、新町名あけちについてもおおむね賛成との意見が示され、1丁目とか2丁目といった丁名を付すか否かについては市に一任とされました。

市の内部組織である可児市町(字)界及び町(字)名に関する整理委員会においても、計4回にわたり地元意見であるあけちを軸に、漢字表記または仮名表記とするのか、丁名の設定の有無等について協議を重ね、この案で進めることにしたものです。

今後の手続につきましては、登記手続、郵便番号の設定、企業の選定、契約の締結等、分譲に伴う諸手続を進めていく予定です。

また、本議会初日に議決いただいた第2工区の造成工事も併せて進めてまいります。以上です。

- ○委員長(山田喜弘君) これより議案第49号に対する質疑を行います。
- **〇委員(天羽良明君)** 今、後半のほうで少し説明もありましたけれども、「アケチ」を漢字 にするのか平仮名にするのかというところで、平仮名になった経緯を教えてください。
- ○総務課長(佐橋裕朗君) お答えします。

地元の意見からは「アケチ」という音ですね。漢字とか平仮名とかいうものではなくて、「アケチ」という音での意見が出てまいりました。その後、庁内の委員会で、どういった表

記にするかという協議を重ねまして、資料上は「明知」という字が多く出てくるんですが、 明智光秀の「明智」を当てるのかとか、あと、その場合、恵那市の明智と同じでいいのかと か、いろんな意見が出てまいりました。委員会の中では混同されないよう平仮名を推すとい う意見が多く出されました。以上でございます。

- ○委員長(山田喜弘君) ほかに質疑はございませんか。
- **〇委員(澤野 伸君)** ほかの案というのは何か出ていましたでしょうか。
- ○総務課長(佐橋裕朗君) そのほかの案というのは、あけち以外の案ということですかね。 地元の意見としては、あけちが非常に多かったというところなんですが、一部、明智稲門 という意見も出されておりますが、これは地元としての一部の意見でありまして、特に地元 等の総意として出されたものではございません。以上です。
- ○総務部長(肥田光久君) この変更につきましては、そもそも地元の意向をまず尊重しよう、聞こうということでスタートいたしまして、地元に入りましたところ、あけちという案がやっぱり一番多くて、その中で何度かキャッチボールをする中で、今総務課長も申し上げましたけど明智稲門、稲門というのは田んぼが多い地域というような意味合いがあるそうなんですけど、もともと明智荘ということであそこは位置づけがあったようで、明智稲門というのも意見が一部出たようですけれども、全体として、あけちというのがやっぱり親しみもあっていいということで、ほかの意見は特に出なかったというのが正直なところでございます。以上でございます。。
- **〇委員(天羽良明君)** こちらの後で説明いただけるパンフレットがありまして、(仮)可児 御嵩インターチェンジ工業団地ということでついておりますが、こういう工業団地の名前ま で想定して意見を出されたようなことというのはあったんでしょうか。
- ○総務部長(肥田光久君) 今回お諮りしているのはあくまでも新字名ということで、工業団地についてはまた新たにもう少し、いいというと失礼ですけど、工業団地としての名前を考えるようには、担当課のほうが考えております。以上です。
- **〇委員(板津博之君)** 参考までに、庁内で組織されているその整理委員会というのは、どういったメンバーかというのは教えていただけますか。
- ○総務部長(肥田光久君) 委員長が私になります。

それで、委員は関係課の係長クラス、例えば税務課の土地係であったり、企業誘致課ですね、それから文化財課、地域振興課、都市計画課、管財検査課、そういった土地の管理とか政策的に土地を扱うところの係長クラスを委員といたしまして、総務課を事務局といたしまして構成しております。以上です。

○委員長(山田喜弘君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

[「なし」の声あり]

討論を終了します。

これより、議案第49号 字区域等の変更についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第49号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長 に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩します。執行部の方は御退席いただいて結構です。ありがとう ございました。

休憩 午前9時39分

再開 午前9時43分

**〇委員長(山田喜弘君)** 会議を再開します。

次に陳情に移ります。

今回、陳情が2件出ております。

まず、陳情第5号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書を議題とします。

この陳情の取扱いについて、御意見をお願いいたします。

御意見はございませんか。

- **○副委員長(大平伸二君)** インボイス制度は今年度から始まるということなんですけれども、 陳情について経過措置も組まれており、しっかり国のほうで取り組まれるものであるんで、 今回の陳情については聞きおきでいかがでしょうか。
- ○委員長(山田喜弘君) ただいま聞きおきという御意見がございました。

陳情第5号については、聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

では、そのようにさせていただきます。

続いて、陳情第6号 全国霊感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情を議題と します。

この陳情については、追加資料として陳情者から送付された資料を配付しております。

この陳情の取扱いについて、御意見をお願いします。

御意見ありませんか。

- **○副委員長(大平伸二君)** 今回の陳情についても、現在国のほうで取り組まれている質問権 行使のほうも5回やられて、その後が裁判についてもなかなか進んでいない状況なので、今 回の陳情については聞きおきで国の動向を見たほうがいいのではないかと思い、聞きおきで いかがでしょうか。
- ○委員長(山田喜弘君) ただいま副委員長のほうから、聞きおきではどうでしょうかという お話でした。

陳情第6号については、聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

では、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩します。

休憩 午前9時45分

再開 午前9時48分

○委員長(山田喜弘君) 会議を再開します。

報告事項(1)出資法人(土地開発公社)の経営状況説明についてを議題とします。 この件について、執行部の説明を求めます。

**〇秘書政策課長(荻曽英勝君)** 私のほうから、土地開発公社の経営状況についての御説明を させていただきます。

議案資料番号の12. 令和4年度可児市土地開発公社事業報告及び決算書を御覧いただきたいと思います。

それでは1ページをお願いします。

- 1. 事業の状況について御説明いたします。
- (1)公有地の取得事業として、可児市から委託を受けた事業用地の取得はございませんでした。

次に、(2)公有地処分事業として、市道117号線道路整備事業、防災倉庫整備事業及び総合 会館分室駐車場整備事業について、合計5件、1,107.07平米、3,245万3,077円の処分を行い ました。

続きまして、2. 財務の状況についてでございます。

事業収益は3,247万2,577円です。これは、先ほど御説明させていただきました公有地処分の収益に中部電力電柱占有料の利益1万9,500円を加えたものでございます。

事業外収益として、受取利息34万9,784円を収入し、収入合計は3,282万2,361円です。

支出は、事業原価として3,245万3,077円、販売費及び一般管理費として1万5,000円で、 支出合計は3,246万8,077円でございます。

当期の純利益として35万4,284円を計上しております。

業務活動資金については、借入金はなく、余裕金の7億円を定期預金として運用してござ

います。

財務状況については以上でございます。

続きまして、2ページをお願いします。

3. 監査の実施状況についてでございます。

令和4年4月18日に令和3年度可児市土地開発公社事業報告及び決算報告について、監査 を実施しました。

- 4. 一般庶務事項について御説明します。
- (1)公社役員の任命等についてでございますが、任命と辞任は市職員の人事異動に基づき行いました。
  - (2) 理事会の開催と付議事項についてでございます。

令和4年5月18日に第1回理事会を開催し、令和3年度可児市土地開発公社事業報告及び 決算報告の承認をいただきました。

令和5年3月27日に第2回理事会を開催し、令和5年度事業計画及び予算の承認をいただきました。

以上が、令和4年度の事業でございます。

次に、令和4年度可児市土地開発公社の決算について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

1. 収益的収入及び支出について御説明します。

これは、土地開発公社が土地を処分し得た収益とその処分に要した経費を表したものでございます。

それでは、(1)収入です。

第1款事業収益、第1項公有地取得事業収益です。予算額は3,266万1,000円に対し、決算額は3,245万3,077円となり、約20万8,000円の減となっております。

これは、防災倉庫整備事業による土地の引渡しに関して、平成27年に岐阜県総合教育センター可児分室跡地整備事業として2億円で取得した坂戸の土地の一部を防災倉庫の整備のために引き渡す上で対象となる土地の面積が当初の予定から変更があったことによるものでございます。

第2項附帯等事業収益については、予算額2万円に対し、決算額は1万9,500円でございます。

これは電柱の土地占有料で、内訳としましては坂戸にある岐阜県総合教育センター管理分室跡地整備事業用地に設置されている電柱3本、支線3条の土地の占有料として年9,000円、下恵土地内4か所にある電柱3本、支線4条に対する土地占有料1万500円で、いずれも中部電力パワーグリッド株式会社から納入を受けてございます。

第2款事業外収益、第1項受取利息は、予算額39万6,000円に対して決算額は34万9,784円でした。

次に、(2)支出です。

第1款事業原価、第1項公有地取得事業原価は、予算額3,266万1,000円に対し、決算額は3,245万3,077円です。

不用額は約20万円が生じておりますけれども、その理由は先ほど御説明しましたとおり、 防災総合整備事業において引き渡す土地の面積が当初予定から変更になったことによるもの です。

第2款第1項の販売費及び一般管理費1万5,000円は役員の報酬でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出です。

- (1)収入のほうはございません。
- (2) 支出の部です。

第1款資本的支出、第1項公有地取得事業費、予算額830万3,000円に対し、決算額はゼロでございます。

これは、当初予定しておりました市道117号線及び市道6020号線、市道6151号線道路整備 事業の用地取得が実施されなかったことによるものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

令和4年度可児市土地開発公社損益計算書について御説明いたします。

- 1. 事業収益です。
- (1)公有地取得事業収益は3,245万3,077円、(2)附帯等事業収益は1万9,500円で、事業収益の合計は3,247万2,577円です。
  - 2番、事業原価です。
- (1)公有地取得事業原価は3,245万3,077円です。よって、事業収益から事業原価を引いた 事業総利益は1万9,500円となります。
- 3. 販売費及び一般管理費は1万5,000円です。事業総利益からこの1万5,000円を差し引き、事業利益は4,500円となります。
  - 4. 事業外収益です。

受取利息は34万9,784円で、これに事業利益4,500円を加えた経常利益35万4,284円を当期 純利益として計上しております。

それでは、6ページを御覧ください。

令和4年度可児市土地開発公社貸借対照表について御説明いたします。

資産の部の1.流動資産です。

(1) 現金及び預金は8億9,230万7,527円です。

内訳については、12ページを御覧ください。

12ページの下段の表、現金預金残高明細表のとおり、4つの金融機関に普通預金と定期預金として記載の金額を預け入れております。

記載の金額は、令和5年3月31日現在の残高でございます。

定期預金につきましては、4億円1口と3億円1口の計2口を預けております。

それでは6ページに戻っていただき、資産の部を御覧ください。

(3)公有用地 1 億9,820万8,127円、(4)代行用地 2 億663万688円、(5)代替地512万3,430円です。

なお、(3)から(5)の詳細につきましては、10ページの保有土地明細表を御覧ください。 こちらは、令和4年度末時点において土地開発公社が保有している土地の明細表です。

公有用地として、坂戸の岐阜県総合教育センター可児分室跡地整備事業の1事業と、代行 用地としてコミュニティー施設用地、市道112号線道路整備事業の2事業、さらに代替地と して市道112号線道路整備事業の1事業、合計3事業の土地を保有してございます。

それでは6ページに戻っていただき、また資産の部を御覧ください。

戻っていただきまして、流動資産の合計は13億226万9,772円となります。

続きまして、次に2. 固定資産です。

(1)投資その他の資産の長期性預金500万円が、公社の資本金に当たります。

以上、先ほどの流動資産と合わせて資産合計は13億726万9,772円でございます。

それでは、右側、負債の部でございますが、負債はございません。

資本の部です。

- 1. 資本金、(1)基本財産は資本金の500万円でございます。
- 2. 準備金、(1)前期繰越準備金として、令和3年度から繰越し13億191万5,488円、(2)当期純利益は先ほど損益計算書で御説明させていただきましたとおり35万4,284円、準備金合計は13億226万9,772円でございます。

負債資本合計も同額となります。

それでは、7ページをお願いします。

財産目録は、今御説明しました貸借対照表と同様の内容になりますので割愛させていただきます。

続いて、8ページを御覧ください。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

キャッシュ・フロー計算書は、過去3年分の各会計期間中の現金の流れを示しております。 一番右側の列、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの分について御説明いたします。

I. 事業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、公有地取得事業収入は市への売却金額で3,245万3,077円でございます。

その他の事業収入は、中部電力の電柱占有料として1万9,500円、公有地取得事業、未払 分公有地取得事業、その他事業の支出はございません。

人件費支出の1万5,000円は役員の報酬でございます。

小計は3,245万7,577円で、利息の受取額34万9,784円を足しますと、合計が3,280万7,361円でございます。

令和4年度の期首残高8億5,950万166円に先ほどの現金預金増減額を合わせますと、令和4年度末残高は8億9,230万7,527円となり、6ページの貸借対照表の1.流動資産、(1)現

金及び預金と一致することになります。

9ページ以降につきましては、附属の資料となりますので後ほど御確認いただければと思いますので説明は割愛させていただきます。

令和4年の事業報告及び決算については以上でございます。

続きまして、議案資料13. 令和5年度可児市土地開発公社事業計画書及び予算書について 御説明いたします。

1ページをお願いします。

令和5年度の事業計画でございます。

公有地取得事業につきましては、代行用地の取得が1件、事業名は市道6020号線・市道6151号線道路整備事業、取得面積は234.66平米、取得金額は746万3,000円でございます。

11ページに位置図がございますので御覧ください。

すみません、ちょっと11ページが見にくくなっておりまして、別途資料を1枚、カラー刷りのものがあると思いますけれども、令和3年度から交渉を進めておりますKYB北工場の駐車場から日特スパークテックWKSパークの駐車場へと続く進入路及び交差点部分となります。

それでは、2ページをお願いいたします。

令和5年度可児市土地開発公社予算について御説明いたします。

1ページの説明と重なる部分は説明を省略させていただきます。

第3条、収益的収入及び支出です。

事業収益についてでございますが、公有地の処分を予定していないため公有地取得事業収益はございません。

附帯等事業収益については、従来からの坂戸の中部電力の電柱3本、支線3条に対する土 地の貸付代金でございます。

事業外収益としては、金融機関に預けております資金の利息29万円を計上してございます。 続きまして、支出についてでございます。

公有地の処分を予定していないため、公有地取得事業原価はゼロ円となります。

販売費及び一般管理費については、人件費及び事務費として2万円を計上してございます。 続きまして、3ページを御覧ください。

資本的収入及び支出についてです。

公有地取得事業費は、先ほど説明しました事業計画のとおり746万3,000円を計上してございます。

以上が、令和5年度可児市土地開発公社の予算でございます。

公社からの報告は以上でございます。

○委員長(山田喜弘君) これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

**〇委員(澤野 伸君)** すみません、ちょっと事業的なスケジュール感を教えてもらいたいん

ですが、今、市道6020号、日特スパークテックWKSパーク入り口のKYB北工場からのところなんですけれども、代行用地ということで取得の関係が進むということなんですが、これかなり遅れてきて今に至っているんですけれども、見通しとしてはどんなふうに考えていますかね。

- ○秘書政策課長(荻曽英勝君) すみません、我々の立場は先行取得の立場でございまして、 交渉や事業のほうは事業課のほうで行っておりますので、我々のほうではちょっと何とも返 事しかねます。申し訳ございません。
- ○委員(澤野 伸君) 取得は完了ということでよろしいですか。
- **〇秘書政策課長(荻曽英勝君)** まだ、取得も完了してございません。まだ、継続して交渉中でございます。
- ○委員長(山田喜弘君) ほかに質疑はありませんか。
- ○委員(板津博之君) 決算書のほうの保有土地明細表でちょっと教えていただきたいんですけど、3つの事業があって、市道112号線の道路整備事業の上にコミュニティー施設用地というのがあるんですけど、この用地とは何ぞやというのを教えていただけますでしょうか。
- ○秘書政策課長(荻曽英勝君) これは、皐ケ丘の6丁目と書いてありますけど、地区センターの南側の土地で、コミュニティー施設用地として当時桜ケ丘ハイツが開発されたときに公社として取得しておる土地でございまして、まだ用途等と決まっておりませんので、ずっと公社が持っておるという土地でございます。
- ○委員(板津博之君) じゃあ、別にこの市道112号線等は何ら関連はないということでよかったですか。
- ○秘書政策課長(荻曽英勝君) はい、全く別のものでございます。
- ○委員長(山田喜弘君) 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関して終了いたします。

次に、報告事項、市政経営計画についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○秘書政策課長(荻曽英勝君) 資料1をお願いいたします。

次期市政経営計画について御説明させていただきます。

現市政経営計画は、令和2年度から令和5年度までの計画期間でございます。

そのため、1の次期市政経営計画の期間設定に記載がしてありますとおり、令和6年度から令和9年度までの4年間の計画策定を今年度に行います。

2番の策定スケジュールでございます。

6月議会策定スケジュールの提示が本日でございます。現在、既に各課と計画策定に向けた作業を進めているところでございまして、9月議会では計画の骨子案について御提示させていただく予定をしてございます。その後、各種団体の代表者などで構成する市政経営計画懇談会での意見聴取、パブリックコメントを経まして、3月議会で最終案を御提示させてい

ただく予定でございますのでよろしくお願いいたします。 説明は以上でございます。

○委員長(山田喜弘君) この件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

### [挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(3)(仮)可児御嵩インターチェンジ工業団地令和5年度分譲募集についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

**○企業誘致課長(小池祐功君)** よろしくお願いいたします。

それでは、可児御嵩インターチェンジ工業団地令和5年度の分譲募集について御説明いた します。

資料番号のナンバー2を御覧ください。

可児御嵩インターチェンジ工業団地は、昨年度より第1工区の造成工事に、また今年度からは第2工区の造成工事に着手したところでございます。現在、現場も大きく変わり、完成の見通しも見えてきました。

これら工事の進捗に合わせ、企業誘致も岐阜県と連携し、優良企業の誘致に取り組んでいるところでございますが、昨年度初めての分譲募集を6月から9月の4か月の期間で行いました。多くの企業やゼネコン、開発事業者等に興味を持っていただきましたが、最終的な分譲までには至らなかったことは既に報告したところでございます。

原因については、経済の動向をはじめ幾つか考えられますが、その一つに企業が宅地完成 の見通しを現実感として捉えることができなかった点、ともう一つに年に1回の募集では企 業側のタイミングに合致しないケースがあるといったことが考えられました。

これらを踏まえ、今年度の募集は資料に示すように改正いたします。

主な変更点は2点です。1点は、選定を2段階にしました。もう一点は、締切りを月ごとにし、時間的優先順位をつけたことでございます。

この工業団地に興味があり、既に具体的な事業計画を持ち、取得を前提に早く協議をしたい企業を対象に月ごとに募集し、締め切り、申出のあった企業から選定し、事前協議を始めるといった方法でございます。

第1段階の事前協議においては、企業が考える事業計画の実現の可能性について、建築用途、上下水、電気、ガスといった重要事項を中心に具体的なチェックを行い、また関係する機関との協議等も企業と連携して行っていきます。それらの結果を基に、この後に正式な分譲申込みを行うかどうかの意思確認をし、第2段階に進めるといった流れになります。

事前協議が始まると、その区画の申出はストップいたします。このように、確かな買取りの意思と熟度の高い計画を持った企業とスピード感を持って協議を進めることにより、年間を通して途切れることなく企業誘致を進めていくことができます。

資料の2番目には、具体的なスケジュールを示しました。また、裏面には分譲の全体の流れを示しましたので御確認願います。

お手元にお配りしましたパンフレットを御覧ください。

中を見ていただきますと、区画割り図がございます。既にこの5月より区画割り図の左側に当たりますが、これが第1工区で現在工事をしているところでございますが、第1工区のみで募集を開始し、5月分については締め切ったところです。5月分の締切り状況につきましては、1.1~クタールの区画で2社、1.7~クタールの区画で1社の申出を受け付け、既に事前協議を開始しました。

また、右側の第2工区につきましては造成完了の見通しが立った段階での募集を考えております。募集方法につきましても、今後も募集の状況を見ながら、必要に応じて改正を加えていくつもりでございますのでどうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

- **〇委員長(山田喜弘君)** この件について質疑を行います。 質疑はございませんか。
- ○委員(奥村新五君) 現在3社ということですけど、何系ですか。
- **〇企業誘致課長(小池祐功君)** 事業につきまして、現在1.1〜クタールのところは食品関係、 もう一社が製造業の関係になります。そして、1.7〜クタールのほうは製造業となります。 以上です。
- ○委員(板津博之君) 1点、第1工区の1.1へクタールと1.7へクタールは今合わせて3社ということですが、4.9へクタールについてはまだどこもないということですかね。
- **〇企業誘致課長(小池祐功君)** 4.9ヘクタールにつきましては、現段階5月の締切りで正式な申出という形での申請があった企業につきましてはございませんでした。問合せはあります。
- ○委員(奥村新五君) 問合せは何社ぐらいありましたか。
- **○企業誘致課長(小池祐功君)** 問合せは、正確な数字はちょっとあれなんですけど、数社ございます。
- ○委員長(山田喜弘君) 他に質疑はございませんか。
- ○委員(奥村新五君) ちょっと、これが4.9ヘクタールと1.1ヘクタールと1.7ヘクタールと、 2次のところで1.3ヘクタール、このところに、これは道路線と見たらいいですか。この線 自体は、工業団地内の道路の予定というふうに解釈していいですか。
- **〇企業誘致課長(小池祐功君)** 4.9~クタールとその区割りの中の空白部分については、工業団地の幹線道路というふうに考えていただいて結構です。
- ○委員長(山田喜弘君) ほかに質疑はございませんか。
- ○委員(板津博之君) 分譲方法を今回2段階で選定して、あと月ごとの締切りでということで変更されるということなんですけど、今現在3社来ているということですけれども、その3社についてはこの新しい方法でやっていかれるということでよかったですかね。

- **〇企業誘致課長(小池祐功君)** 現在申入れのあった3社につきましては、5月から申出を開始いたしまして、5月に締め切った段階で3社出てきたというところでございます。
- ○委員長(山田喜弘君) ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですのでこの件に関して終了いたします。

ここで暫時休憩とします。

以降の議事については委員のみで行いますので、執行部の皆様は御退席いただいて結構で す。ありがとうございました。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○委員長(山田喜弘君) 会議を再開します。ここで10時30分まで休憩といたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○委員長(山田喜弘君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

4番目、協議事項1. 行政視察報告について議題とします。

資料3を御覧ください。

初めに、今回の視察についての会計報告を事務局から行います。

O議会事務局書記(今枝明日香君) それでは、別紙でお渡ししてあります総務企画委員会行 政視察会計報告を御覧ください。

収入としましては、議員の旅費7名分と事務局の旅費、合計で39万7,900円です。

支出としまして、飛行機運賃ですとか宿泊費等、合計しまして40万234円かかりました。 そのため、2,334円が不足しましたので、その分を皆さんの総務企画委員会の積立てから支出ということで2,334円を支出させていただいております。以上です。

○委員長(山田喜弘君) では、今回の行政視察報告書でありますけれども、5月11日、12日に行った行政視察については皆さんの考察をまとめて議長に御報告をさせていただきました。 委員長の立場で言うと、行った後に反省会等を行えばよかった点があったかなというふうに思っております。

御覧いただいて、何か御意見があればお伺いをしたいと思います。

- ○委員(板津博之君) 私に提出していただいているやつですけど、内容云々というよりかは、 山田委員長も本会議場で一般質問で冒頭で発言されたように、今回の視察を受けて皆さんそれぞれ一般質問をされているというところは何よりもよかったんじゃないかなというふうに 議長としては感じております。以上です。
- **○委員長(山田喜弘君)** 今回は、それぞれ3人の方がこの知見を生かしていただいて一般質問を行っていただいたというのがよかったのかということもあります。それとは別に、皆さ

んとちょっと協議して代表質問をしてもよかったかなというのも感じております。せっかく 行政視察に行ったので、報告をまとめてその後どうするかという対応をしておけばよかった かなというのが、委員長としては反省するところかなというふうに思っております。

ほかに意見ありますか。

- ○委員(天羽良明君) 委員長がそうやって、本当に冒頭でもお話ししていただいて、私もまた質問を参考にさせていただいたんですが、この後も引継ぎのほうにもこの視察の内容なんかも引き継いでいくような格好で今後のテーマとしても入れていただいておりますし、答弁は結構厳しい答弁もあったわけですが、防災無線のことに関しては、まだ声がちらほら出ている程度だったのかなというのもありますし、あとは消防団の役員さんたちの動向なんかも気にしていきながら、また新しい委員会のほうでも継続したテーマとして今回この視察報告は生きてくるんではないかというふうに思います。
- ○委員長(山田喜弘君) なければ、終了しますけどよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

この件に関して終了いたします。

次に、4番目の協議事項の2.議会報告会についてを議題といたします。

資料4を御覧ください。

5月14日に開催した議会報告会に出た意見について、とりわけ意見等があれば次の協議事項の引継ぎ事項にも反映させていきたいと思いますので、御意見のほどよろしくお願いいたします。

おおむね全体のまとめを、最後私が、皆さんの意見の中から出た中で5項目は取りまとめをさせていただきました。このほかに、後での引継ぎ事項等にも入れたほうがよいというものがあれば言っていただければいいですし、まずはこの議会報告会の報告について何か御意見があれば伺いたいと思います。

- **〇委員(澤野 伸君)** 非常に最後まとめていただきましてありがとうございます。網羅できていると思いますので、ありがとうございました。以上です。
- ○委員長(山田喜弘君) ありがとうございます。

では、この件については終了いたします。

続きまして、高校生議会の意見書への対応についてを議題とします。

資料5を御覧ください。

3月24日に行われた高校生議会での委員会への引継ぎ事項についても、どのように対応するか協議していきますので、御意見があれば伺いたいというふうに思います。

どうでしょうか。

**〇委員(板津博之君)** これ、私が意見書を受けまして議会運営委員会、議会全員協議会でも お話をさせていただきました。

現状、可児市役所の中にはKanisuki若者プロジェクトがあるわけなんですが、ちょっとこの場ではなかなかまだ先の話で話せないところもあるんですけど、執行部いわゆる秘書政策

課のほうでは恐らく9月議会辺りで見直しを図った結果について、多分報告が出てくるやに 聞いております。

その内容については、恐らくは今回視察へ行った新潟県燕市の若者会議も参考にするというような話も、実は私も資料を渡しておりますので、そういった意味でも視察とのリンクができていくのかなというふうに思っておりますので、また今回この引継ぎ事項にも書いていただいていますので、そういう流れでまた改選後の総務企画委員会でしっかりやっていっていただければいいんじゃないかなというふうに思いますので、委員長にはこのような引継ぎ事項を作っていただいてありがとうございましたということで、以上であります。

**〇委員長(山田喜弘君)** それでは、この高校生議会の意見書への対応については、これから もしっかりと総務企画委員会で取り計らっていくということでさせていただきますのでよろ しくお願いいたします。

続きまして、次期委員会への引継ぎ事項についてを議題とします。

議会基本条例第11条第4項による次期常任委員会への引き継ぐ所管事務調査及び政策提言 の内容について取りまとめを行いたいと思います。

資料6として、正・副委員長のほうで事前に作成した引継ぎ事項の案をお配りしておりますので、こちらについてこれから御意見を伺っていきたいというふうに思います。

では、皆さんのほうから何か意見があればお伺いしたいというふうに思います。

○委員(澤野 伸君) 案を出していただきまして、ありがとうございます。

委員長から御指摘があった5番目のところですけれども、今回本当に行政視察に行ってよかったなというところで、ちょっと間が空いたんですけど、行った先も非常によかったということと、中身も皆さん活発に意見交換もできたんじゃないかななんて思っていて、確かにこの委員会の行政視察をしっかりまた反映できて市民の皆さんにお返しするという意味合いでも、代表質問というこの項目を立ててもらったんですけど、なるほどなと思いまして、いいなというふうに思って、これは私、今、感想でもいいんですよね。ちょっと気がつかなかったことだったものですから、非常にいいかなと思っています。

○委員(板津博之君) 私も感想になるかもしれませんが、委員長、この場でなかなか言えないかもしれないんで、2番の公民連携なんですけれども、今回私も議長として市長から3月24日の議会全員協議会で説明があったにせよ、こういった議案の上程になってしまったことについては反省をしておるところでありますが、昨日の予算決算委員会の中でもありましたけど、今後その公民連携について似たような上程の仕方がされるんじゃないかという懸念もあるものですから、その上程の仕方とかいうところについては総務企画委員会でどうのこうのという話ではないんですけど、やっぱり公民連携という所管をする総務企画委員会として、執行部と情報を出すタイミングというのは非常に執行部としても難しいんでしょうけど、しっかりアンテナを張って、次期委員会でも特に公民連携という部分については市長の肝煎りでもありますので、委員会としてしっかり報告を受けるなり、調査・研究をしていくべきかなというふうに思いますんで、これを入れていただいたこともありがとうございますという

ことで、感想なりますが、以上です。

**〇委員長(山田喜弘君)** どんどん言ってください。追加すべきことがあれば追加して引き継いでいきたいというふうに思いますので、御意見あれば伺いたいと思います。

いいですか。

## [挙手する者なし]

それでは、この案を基に次期委員会に引き継ぐことにしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

以上で、本日予定の案件は全て終了いたしました。

そのほか、何かございましたらお願いします。

# [挙手する者なし]

発言がないようですので、これにて総務企画委員会を閉会します。お疲れさまでございま した。ありがとうございました。

閉会 午前10時42分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月13日

可児市総務企画委員会委員長